

## 平成 22 年 4 月からの利用者負担額についてのお知らせ

平成 22 年 4 月より、障害福祉サービスを利用する際の利用者負担額は、世帯の所得に応じて次の 5 つの区分になります。

下記の区分表のとおり、生活保護世帯に加えて、市民税非課税世帯の利用者負担も無料になります。

なお、課税世帯である「一般 1」及び「一般 2」に該当する方は、今までどおり利用したサービス量に応じた利用者負担（1割）がありますが、負担上限額（月額）以上の負担は生じません。

平成 22 年 4 月 1 日からの所得区分及び負担上限月額（療養介護利用者を除く）

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得	低所得 1 市民税非課税世帯のうち、本人の年収が 80 万円以下の方	
	低所得 2 市民税非課税世帯 (低所得 1 に該当する方を除く。)	
一般 1	市民税課税世帯のうち、所得割合計額が 16 万円未満の世帯 (児童は 28 万円未満の世帯) 20 歳以上の施設等入所者を除く	障害者 9,300 円 児童 4,600 円
一般 2	市民税課税世帯 (一般 1 に該当する方を除く)	37,200 円

上記区分表における世帯の要件

利用者	世帯の要件
18 歳以上	本人及び配偶者
18 歳未満	利用者と保護者（生計維持者）の属する住民基本台帳上の世帯全員 保護者（生計維持者）が単身赴任している場合なども世帯員に含まれます。

保護者（生計維持者）が他市町村に居住している場合、課税証明書が必要です。

入所施設を利用している方への食費や光熱水費等の軽減について（補足給付）

施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担ですが、生活保護や低所得 1、低所得 2 の方は、申請により補足給付が支給され、負担が軽減されます。

### 【お問い合わせ先】

福島市役所 障がい福祉課 電話 024-535-1111(代表) FAX 024-533-5263  
自立支援係 (内線 3544、3545)